

独立行政法人水資源機構分任契約職
木曽川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一
(公印省略)

見積依頼書

1 件 名 美濃加茂庁舎営繕工事
2 施 行 場 所 岐阜県美濃加茂市森山町4-9-20
独立行政法人水資源機構木曽川中下流用水総合管理所 美濃加茂管理所
3 工 期 契約締結の翌日から70日間
4 内 容 等 別添、仕様書のとおり

上記について、下記により見積合わせを行ますので入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

1 現場説明 実施しません。

2 見積参加要件 下記に掲げる全ての条件を満たしている者であること。
①岐阜県に本店、支店又は営業所等が存すること。
②機構における令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格業者のうち電気工事の認定を受けていること。

2 見積書等

1)様式等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。

2)提出方法 FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに扱りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。

3)提出期限 令和7年12月17日 12:00まで

4)提出先 独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所 経理課 担当者
TEL 0587-97-3710 FAX 0587-97-1482

5)質問書 令和7年12月11日 12:00まで
※質問の回答については、令和7年12月15日までにHPに掲載します。

6)見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和7年12月17日 16:00までとします。

7)その他

①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。

3 見積結果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。

4 その他

1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。

2)受注代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。

3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

【オープンカウンター方式】

美濃加茂庁舎営繕工事

仕 様 書

令和7年12月

独立行政法人水資源機構
木曽川中下流用水総合管理所

第1節 適用

本仕様書は、美濃加茂庁舎営繕工事（以下「本工事」という。）に適用する。

第2節 概要

1. 工事内容

本工事は、美濃加茂管理所の照明設備取替、パッケージエアコン撤去、発生材処分を行うものである。（数量は別紙－1、別紙－2参照）

2. 工事場所

岐阜県美濃加茂市森山町 4-9-20

独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所 美濃加茂管理所

3. 工期

契約の締結の翌日から 70 日間

4. 施工条件

本工事における施工条件は、次のとおりである。

- 施工時間は原則、平日の午前 8 時 45 分から午後 17 時 15 分までとする。（準備、後片付けを除く。）
- 建物内は職員等が執務しているため、施工に当たっては執務に支障とならないよう留意すること。
- 工事中は既存箇所に損傷を与えないよう適切な養生及び施工を行い、受注者の不注意により、既存箇所に損傷等を与えた場合は受注者の責任において復旧するものとする。

第3節 提出書類

受注者は、以下の書類を提出する。

メカー保証書、取扱説明書、工事写真（施工前、施工中、施工後）

第4節 暴力団関係業者の排除に関する協力

受注者は、業者の施工に際して、暴力団等からのあらゆる不当介入（不当要求又は業務妨害）に対し断固としてこれを拒否し、また、不当介入を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに警察に通報し、捜査上必要な協力をわなければなりません。また、担当職員等とも連絡を密にとり、工程等被害が生じた場合は協議するものとする。

第5節 フロン・回収破壊法

本工事で発生するフロンは、関係法令に基づき適正に処理するものとする。

なお、本工事には処理費用（回収・運搬・破壊費用）を含んでいる。

第6節 現場発生品

本工事で発生する発生品は、関係法令に基づき適正に処分するものとする。

なお、本工事には発生品の処分費用(処分・運搬)を含んでいる。

1. 本工事の施工により発生した現場発生品については、現場発生品確認簿を監督員に提出し確認を受けた後に搬出するものとする。

2. 産業廃棄物として処理する場合の搬出先は、次のとおりとする。

なお、処理施設については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではないことから受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

発生品名称	普通の産業廃棄物種類	特別管理産業廃棄物種類	単位	数量	積算上の条件明示			
					受入れ場所	その他の受入条件	片道距離	受入費用(税抜き)
空調機器 照明器具	金属くず	—	kg	195	岐阜県美濃加茂市 新池町地内	平日昼間	25 km以下	-40000 円/t

第7節 建設副産物等

7-1 建設副産物実態調査（センサス）

本工事は建設副産物実態調査（センサス）の対象工事である。受注者は、資材の利用及び搬出の有無にかかわらず、再生資源利用〔促進〕計画書及び実施書を以下の国土交通省HP掲載の「建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）」により作成するものとする。

URL:https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

再生資源利用〔促進〕計画書は、施工計画書に添付するとともに、電子データを監督員に提出するものとする。

再生資源利用〔促進〕実施書は年度毎及び工事完成時に電子データで監督員に提出するものとする。

第8節 疑義等

本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者と協議のうえ決定するものとする。

第9節 撤去数量(別表-1)

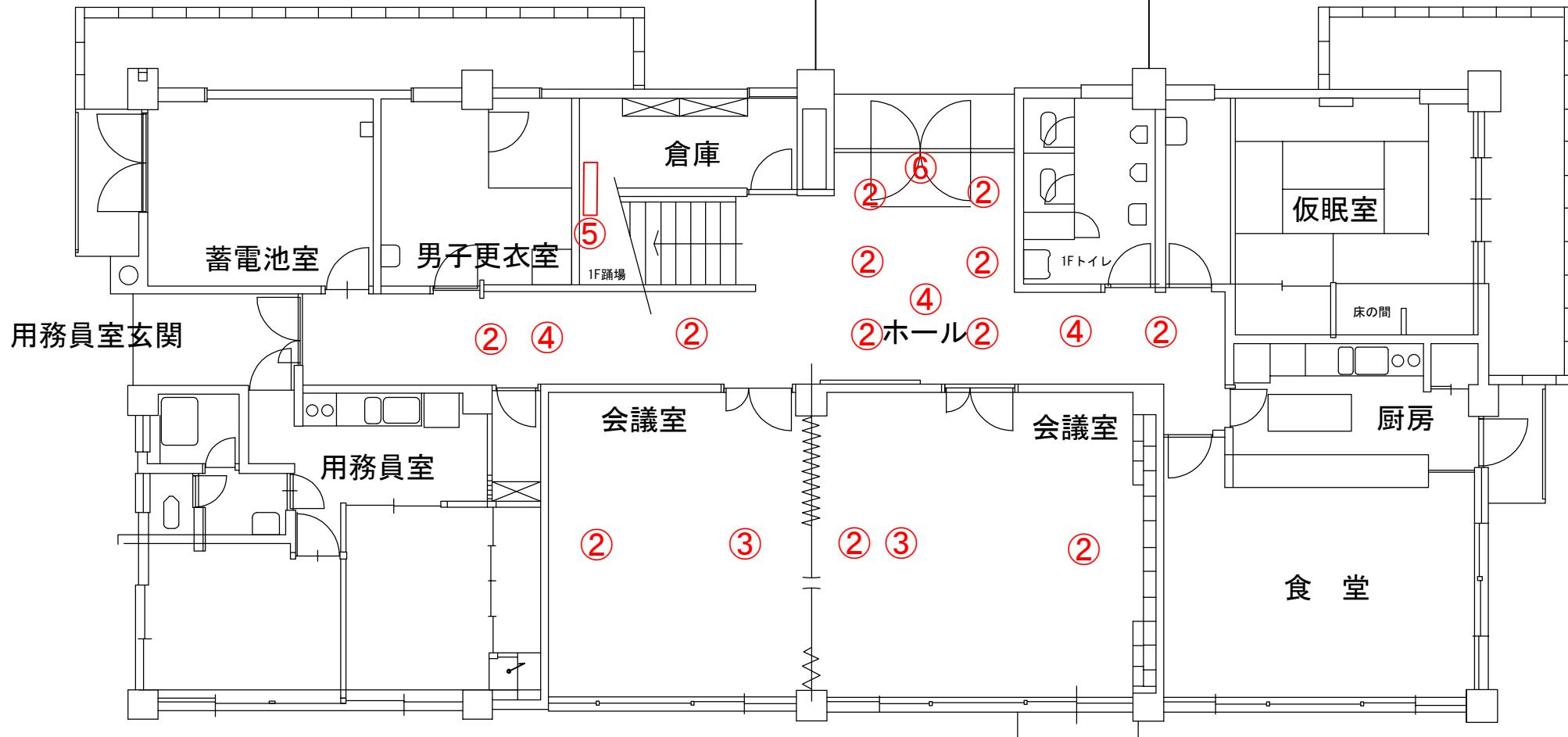
名 称	単位	数量	備 考
パッケージエアコン撤去・搬出・処分 (冷却フロン回収含む)	台	2	室内機及び室外機撤去 (冷媒管 3/8 : 29m 5/8 : 21m含む) 2階事務室に設置 壁貫通部養生閉塞含む
・室内機：三菱電機製 PKH-50FKV 壁掛型 17 kg/台 2.3KW			
・室外機：三菱電機製 PUH-100FK 5.3KW 据置型 100 kg/台	台	1	2階ベランダに設置 移動式クレーン計上
・冷媒用断熱材被服銅管撤去(天井裏設置)			
蛍光灯① FLR40×3 埋込型	台	6	2F 無線室×6 吊り天井
ダウンライト② 埋込型 φ150	台	12	1F 玄関×9、1F 会議室×3 埋込型 φ150 吊り天井
防災非常ダウントライト③ 埋込型 φ100 電池内蔵	台	2	1F 会議室×2 埋込型 φ100 吊り天井
防災非常ダウントライト④ 埋込型 φ200 電池内蔵	台	7	1F 玄関×3、2F 無線室×2 2F 操作室×2、埋込型 φ200 吊り天井
非常用照明 階段灯⑤ 蛍光灯 20W×1	台	1	1-2F 階段踊場×1
避難口誘導灯⑥ 直管蛍光灯 10W×1 電池内蔵	台	1	1F 玄関×1 吊り天井
非常用照明⑦ 逆富士蛍光灯 20W×1 電池内蔵	台	1	2F 階段踊場×1
発生材処分 (エアコン・照明器具)	式	1	撤去、運搬、処分含む

据付数量(別表-2)

名 称	単位	数量	備 考
LED 蛍光灯① LRS20-4-65	台	6	2F 無線室×6 吊り天井
LED ダウンライト② LRS 1-08	台	12	1F 玄関×9、1F 会議室×3 埋込型 φ150 吊り天井
LED 防災非常ダウントライト③ K1-LRS11-3	台	2	1F 会議室×2 埋込型 φ100 吊り天井
LED 防災非常ダウントライト④ NNFB91605C リニューアルバージョン FK80011 含む	台	7	1F 玄関×3、2F 無線室×2 2F 操作室×2、埋込型 φ200 吊り天井

LED 非常用照明 階段灯⑤ LDS1-K1-LBF11	台	1	1-2F 階段踊場×1
LED 避難口誘導灯⑥ SH1-FBF20-BL	台	1	1F 玄関×1 吊り天井
LED 蛍光灯⑦ K1-LSS9-2-15	台	1	2F 階段踊場×1
発生材処分 (エアコン・照明器具)	式	1	撤去、運搬、処分含む

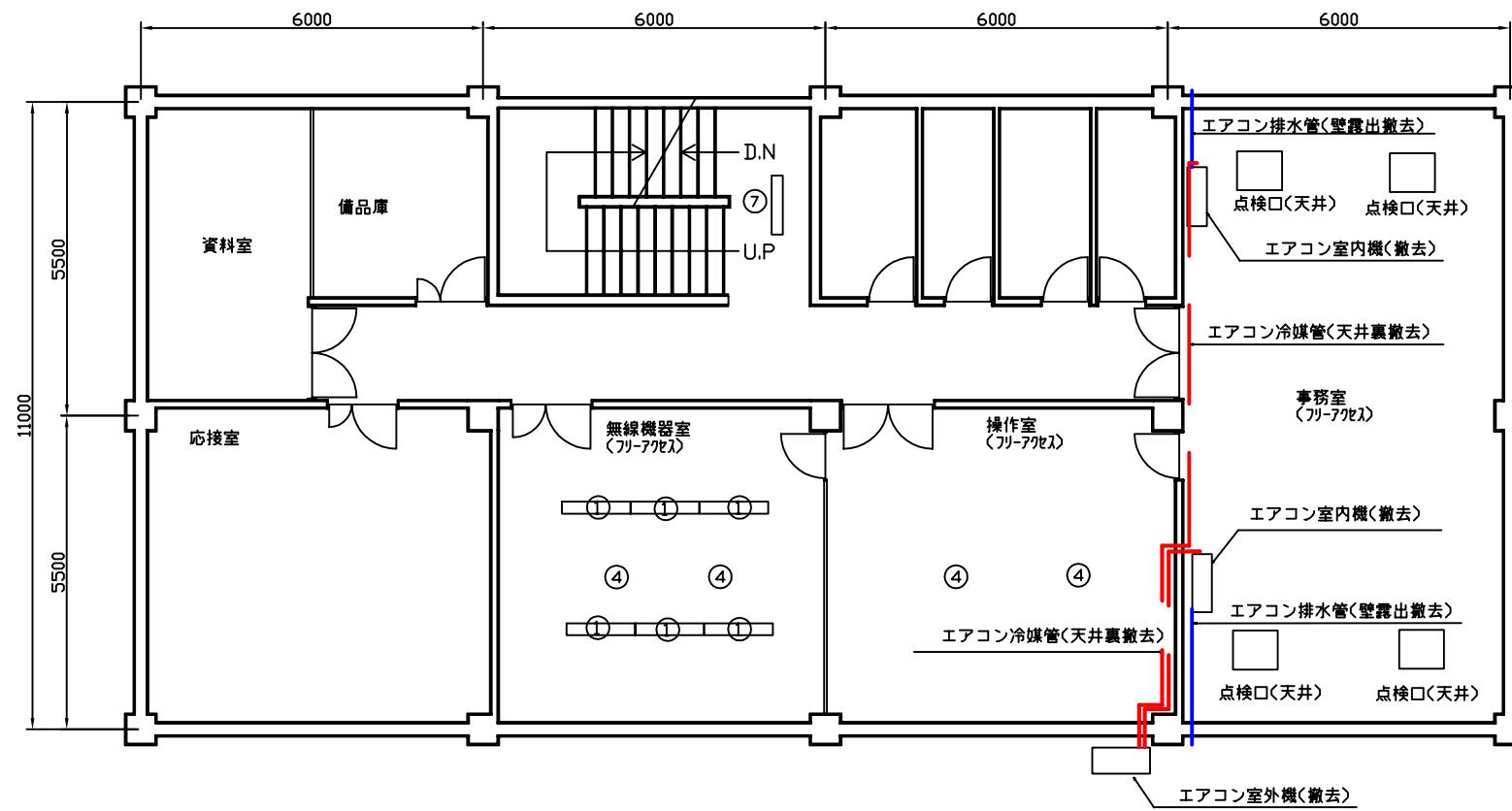
- ・配線は既設流用とする。(①、②等の番号は、据付位置、灯具種類を示す。)
- ・照明器具は既設位置にて設置するものとする。
- ・エアコン配管撤去後の穴は養生閉塞するものとする。



美濃加茂庁舎改築工事

美濃加茂管理所1階平面図

水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所



美濃加茂管理所2階平面図

工事名	美濃加茂庁舎改築工事	
名称	美濃加茂管理所2階平面図	
登録番号		整理番号
水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所		

(案)

請　　書

1 件　　名　　美濃加茂庁舎營繕工事

2 場　　所　　岐阜県美濃加茂市森山町4-9-20
独立行政法人水資源機構木曽川中下流用水総合管理所
美濃加茂管理所

3 期　　間　　自 令和　年　月　　日

至 令和　年　月　　日

4 請負代金額　　¥　　一

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　¥　　一)

上記の施行をお請けするについては、別添の条項によって信義に従って誠実にこれを履行します。

令和　年　月　　日

受　注　者

独立行政法人水資源機構分任契約職
木曽川中下流用水総合管理所長　津曲　孝一　殿

契 約 条 項

第1条 受注者は、別冊の仕様書及び表記の事項に基づき、この契約を履行しなければならない。

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、独立行政法人水資源機構（以下「発注者」という。）の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

第3条 受注者は、履行内容の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第4条 この契約の履行内容が第1条の仕様書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、受注者は、これに従わなければならない。

第5条 受注者は、この契約の履行が完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に完成を確認するための検査を完了するものとする。

第6条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その月の末日までに請負代金を支払うものとする。

第7条 受注者の責めに帰すべき事由により、表記の期間内に完成しないときは、発注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額を損害金として受注者から徴収する。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、第6条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れたときは、受注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

第8条 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第9条 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、既済部分に対する対価を申し受けることとし、別途損害があるときは発注者と受注者とが協議のうえ、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第10条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものを行い、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第11条 受注者が、業務を実施するに当たり、受注者は、発注者から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの

（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

一 発注者から預託された個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。（業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合を含む。また、第三者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）

二 発注者から預託された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3 受注者は、発注者から預託された個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、発注者から、預託された個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。また、受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

5 発注者は、本契約に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。また、発注者は、その目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本契約の処理に関する必要な指示をすることができる。

6 受注者は、発注者から預託された個人情報を、業務終了後、廃止後又は解除後直ちに発注者に返還又は廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。

7 受注者は、発注者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならぬ。

8 発注者は、受注者が第1項から前項までのいずれかに違反していると認められるときは、契約を解除することができる。

9 受注者は、前項の規定により、発注者が契約を解除した場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第12条 この契約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。

FAX送信先 0587-97-1482

独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所 経理課 担当者 あて

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構 分任契約職
木曽川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和7年12月10日に交付された(件名:美濃加茂庁舎營繕工事)の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名:

担当者:

電話番号:

FAX番号:

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

例)

- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
- ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例)

- ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
○○工務店	¥500,000-	0	123	$123+4=127$
□□工業	¥600,000-		999	
△△組	¥500,000-	(1)	4	$127 \div 2\text{者}=63 \text{ 余り } 1$

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

例)

- ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
○○工務店	¥500,000-	0	123	$123+4+1=128$
□□工業	¥600,000-		999	
△△組	¥500,000-	1	4	$128 \div 3\text{者}=42 \text{ 余り } 2$
◎◎工業	¥500,000-	(2)	1	

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。